

病床機能再編支援事業について

- 当事業は、地域医療構想の実現のため、療養病床又は一般病床を有する医療機関が、病床数の適正化に必要な病床数(回復期を除く)の削減を行う場合、地域医療構想調整会議の議論の内容等を踏まえ削減病床に応じた給付金を支給する事業です。令和3年5月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部が改正され、地域医療介護総合確保基金の対象事業として新たに位置づけられました。
- 当事業は以下の給付金に区分されます。
 - ① 単独支援給付金
医療機関が地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能の再編を実施する場合、減少する病床数に応じて支給する給付金
 - ② 統合支援給付金
複数の医療機関が地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、統合に参加する医療機関に支給する給付金
 - ③ 債務整理支援給付金
②によって廃止とする医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の利子等に係る給付金
- このうち、千葉圏域では「単独支援給付金」について2病院から事業要望があったため、事業内容が地域における病床機能の分化及び連携の推進に資するものであるかについて御意見を伺います。

【問合せ先】医療整備課医療指導班 電話:043-223-3884 Mail:iryoub@chiba.lg.jp

新たな病床機能の再編支援について

令和3年度予算案 195億円
※地域医療介護総合確保基金(医療分)1,179億円の内数

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【国負担(10/10)】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

「病床削減」に伴う財政支援

病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付

- ※病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下となること
- ※許可病床から休床等を除いた稼働している病床の10%以上を削減する場合に対象

「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

